

# 学校いじめ防止基本方針

甲府市立石田小学校

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方
- 2 いじめ対策の組織
- 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置
- 4 重大事態への対処
- 5 その他の留意事項
- 6 いじめ防止指導計画



(平成31年2月 改定)

## <参考資料>

- いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）
  - 第一章 総則（第1条—第10条）
  - 第二章 いじめ防止基本方針等（第11条—第14条）
  - 第三章 基本的施策（第15条—第21条）
  - 第四章 いじめの防止等に関する措置（第22条—第27条）
  - 第五章 重大事態への対処（第28条—第33条）
  - 第六章 雑則（第34条・第35条）
  - 附 則
- 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント
- いじめの防止等のための基本的な方針
- 山梨県いじめ防止等のための基本的な方針（平成30年9月 改定）
- 甲府市いじめ防止基本方針（平成30年12月 改定）

# 1 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子ども被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

本校では、いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要があると考える。「いじめ防止対策委員会」を設置し、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に組織でこれに対処し、さらにその再発防止に努めていく。

加えて、いじめ防止の対策で最も大切なのは、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することであるとの認識を忘れず、諸機関と連携しながら、全力でこれにあたっていくこととする。

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）」13条<※1>の規定及び「国のいじめ防止等のための基本的な方針」、「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」、「甲府市いじめ防止基本方針」に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、公開するものである。

## 1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条（定義）<※2>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為がいじめに当たるかどうかは、被害児童の立場に立って判断することが大切である。
- 「一定の人間関係」とは、当該児童と何らかの人間関係をもっていることを指し、それは、学校の内外を問わない。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響だけでなく、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられることも指す。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害は発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- 犯罪行為と認められる重大な被害については、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

さらに、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2. いじめに関する基本的認識

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (2) 「いじめは、いじめられる側にも問題がある」という見方は間違いであり、いじめの行為そのものが問題視されるべきである。どんな理由があろうとも被害者の立場に立って指導する姿勢を堅持する。
- (3) とりわけ、暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。
- (4) 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、多数から集中的にされることで、生命や身体に重大な危険を生じさせる。
- (5) 学級等、所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性）にも注意を払う必要がある。
- (6) 観衆としてはやし立てる存在や、傍観者として周辺で暗黙の了解を与えている存在にも注意を払う必要がある。

### <※1>いじめ防止対策推進法 第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### <※2>いじめ防止対策推進法 第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

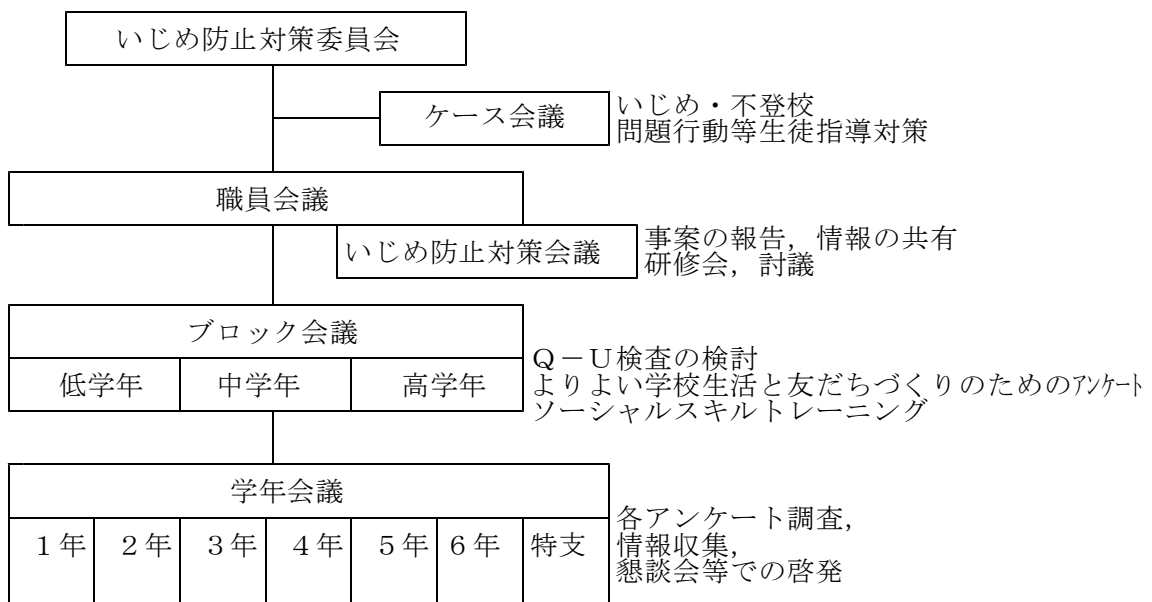
3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

## 2 いじめ対策の組織

いじめ防止対策推進法第22条<※3>に規定されているように、「いじめ問題」への組織的な取組を推進するためには、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### 1. いじめ防止対策委員会の組織図



## 2. 「いじめ防止対策委員会」等の構成員

いじめ防止対策委員会…校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学校評議委員  
(非常勤) スクールカウンセラー

ケース会議……………校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，学年主任，学級担任  
(非常勤) スクールカウンセラー，学校評議委員等

いじめ防止対策会議……全教職員

## 3. 「いじめ防止対策委員会」の役割

○学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる組織である。

○いじめの相談・通報の窓口となる。

○教職員は，知り得たいじめや問題行動に係る全ての情報を本会議に報告・相談する。本会議は，それら情報の収集と記録・共有を行い，いじめかどうかの判断を組織的に行う。

○いじめの疑いに係る情報があった際，情報の共有や事実関係の確認，指導や支援の体制づくりや保護者との連携のための緊急会議を開き，組織的に対応していく。

○いじめ防止等の取組について，P D C Aサイクルで検証を行い，必要に応じた計画の見直しを行う。

### ＜※3＞いじめ防止対策推進法 第22条(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

---

### 1. いじめの防止

すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ，すなわち未然防止の取組を行うことが大切である。

未然防止の基本は，すべての児童が好ましい人間関係を築き，安心・安全に学校生活を送ることができ，確かな学力と豊かな心を育て，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。一人一人が活躍できる場面を作り出す視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば，トラブルが発生しても，それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずである。「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め，すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て，互いを認め合える人間関係・学校風土を作り出していくことが未然防止の基本となる。そのために，教職員の言動についても，いじめのきっかけや助長につながらないように，注意を払う必要がある。

また，いじめが発生した際，傍観者とならず，いじめを止めさせるための行動をとる重要性を児童に理解させることも大切である。加えて，児童自らがいじめの問題について学び，そうした問題を児童自身が主体的に考え，児童自身がいじめの防止を訴えるような取組(児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)を推進する。

さらに，学校として配慮が必要な児童(障害のある児童や外国籍，性同一性障害，東日本大震災被災児童，原子力発電所事故により避難している児童，帰国子女等)については，当該児童の特性を踏まえた上での保護者との連携や周囲の児童に対する指導等，適切な支援を行う。

### 2. 早期発見

いじめは早期発見が早期解決につながる。早期発見のために日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで起きており，潜在化しやすいことを認識する必要がある。子どもたちの些細な言動から，小さな変化を敏感に察知し，表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め，いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。そのため，①児童の些細な変化に気づくこと②気づいた情報を確実に共有すること③(情報に基づき)速やかに対応することが早期発見の基本となる。

日頃から子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないようなアンテナを高く保つようにする。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。

児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するように努める。

早期発見のための手立て

- (1) アンケート調査
- (2) 個人ノート、生活ノート、日記
- (3) 個人面談
- (4) 日々の観察
- (5) 保健室の様子
- (6) 本人からの相談
- (7) 周りの友だちからの相談
- (8) 保護者からの相談
- (9) 地域の方からの情報



### 3. いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、被害児童を守り通すこと、及び教育的配慮の下に加害児童への毅然とした指導を組織的に行う。この場合の組織とは、全教職員はもとより、保護者の協力や関係機関・専門機関との連携を含む。

いじめが解消している状態とは、以下のとおりである。

ア. いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的・物理的ないじめが、少なくとも継続して3ヶ月間止んでいる状態であること。ただし、いじめの重大性を考え、さらに長期の期間が必要であると組織が判断した場合は、その旨設定する。その間、学校職員は、被害・加害児童の状況を注視し、期間が経過した時点で判断する。その際、いじめが止んでいない場合は、さらに相当の期間を設定する。

イ. 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童が、心身の苦痛を感じていないかどうか、本人及び保護者に対し、面談等により確認すること。解消に至っていない段階では、学校が責任をもって被害児童を守る。具体的には、被害解消に至るまでの対処プランを策定し、確実に実行する。また、解消したあとも、いじめの再発は十分あり得るとの考え、被害・加害児童を日常的に注意深く観察する。

### 4. 被害児童又は保護者への支援

被害児童及び保護者へは、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意する。大切なことは、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応がなされることである。あくまでも組織としての対応を行うことを基本とする。

被害児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。被害児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、被害児童の安全を確保する。

あわせて、被害児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害児童に寄り添い支える体制をつくる。被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

## 5. 加害児童への指導又はその保護者への助言

加害とされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒<sup>※4</sup>を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、加害児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

## 6. いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

## 7. ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。専門家を外部講師として招いて、児童や保護者を対象に学習会を開いたり、学校内での情報モラル教育を推進したりするなど、ネット上のいじめへの未然防止に努める。

## 4 重大事態への対処

---

### 1. 重大事態の発生と調査

いじめの重大事態については、「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針 山梨県・山梨県教育委員会」及び「いじめの重大事態に関するガイドライン 文部科学省」により適切に対応する。

#### ア. 調査を要する重大事態の例

○いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

・年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も重大事態の可能性があると捉える。

○児童や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

・児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言はしない。

#### イ. 重大事態の報告及びその後の対応

重大事態が発生した場合は、速やかに学校設置者に事態発生について報告する。その際、学校に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う姿勢を忘れない。また、その後は、学校設置者の指導の下、関係諸機関と連携をとる中で、事態への対応に当たる。

## 5 その他の留意事項

---

### 1. 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

加えて、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

### 2. 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行うよう努める。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。

### 3. 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### 4. 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対す

る具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

#### 5. 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 6 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

月	会 議	防止対策	早期発見
4	学年懇談会		
5		Q-U検査	家庭訪問
6			いじめアンケート
7	学級懇談会		
8		校内教員研修	
9	ふれあい道徳懇談会	ふれあい道徳	
10		Q-U検査	
11			いじめアンケート
12			個別懇談会
1			
2	学年懇談会		いじめアンケート
3		情報モラル教室	

ケース会議・事案発生時に緊急対応会議の開催

毎月定例のいじめ防止対策会議

ソーシャルスキルトレーニング・学級づくり・人間関係づくり

毎月のスクールカウンセラー来校